

神奈川県

「中小企業活性化条例（仮称）」の制定に向けた要望

平成20年2月

横浜商工会議所

神奈川県知事
松沢成文様

横浜商工会議所
会頭 佐々木謙二

平素より当所の諸活動につきまして、ご理解いただき格段のご支援 ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび当所では、貴県「かながわ産業活性化懇話会」において検討されております「中小企業活性化条例（仮称）」に関しまして、地域総合経済団体の立場からそのあるべき内容について鋭意検討をすすめております。

つきましては、以下のとおり現段階における私どもの要望を取りまとめましたので、これらの条例への反映に向け、特段のご配慮を賜りたく強くお願い申し上げます。

横浜商工会議所としての具体的要望内容

1. 「前文」の記載に盛り込むべき主要点

神奈川県下の産業の姿を端的に表現すれば、人口・事業所数に支えられ、工業集積の厚みを基礎に、首都圏の上質な労働力の受容と消費行動の実現、進取の気風による新規なるものへの積極的な取り込み、などといった大きな特徴を備えている。

そして今日の発展は、行政をはじめとした様々な産業施策に加えて、こういった特徴を活かしながら成長してきている個別企業の努力があつてのことである。

今後さらに個別企業の発展のみならず、更なる活性化によって地域全体ひいては神奈川県として有すべき国際的な主要都市としてのポテンシャルを示すためにも、以下の主要点を掲げるべく要望いたします。

- 1) 神奈川県はなぜこの時期に、条例を策定公布するのかの背景と必要性を十分説明し、条例に基づく施策の展開に際しては、従来からの各産業や業種がもつ集積や豊富な人材を活かし、戦略的思考や計画性をもって施策の実施を行い、PDCAが図れる仕組みを盛り込むよう記載いただきたい。
- 2) 神奈川県下全域の各自治体に対し、それぞれの域内・県下他地域との調和を図りながら持続的に発展しうるように、本活性化条例に連動した同様の条例を県内市町村に対して策定する働きかけを要望する旨を記載いただきたい。
- 3) 太宗を占める域内の中小業者が活性化し持続的発展を実現させるには、これまで培ってきた有形無形の資産と横浜の地の利を活かし、海外とりわけ東アジアをも取り込んだ施策の展開が何よりも重要であります。
そのためには、中小業者の育成を意識した受注の確保と拡大ならびにグローバル化をも念頭におき、EUにおける「まず小規模企業を意識せよ」との産業活性化に向けた思想（「Think Small First」）を眼目にすえた具体的施策の計画的展開が重要であります。
加えて、一部の産業・業種に残る旧来の取引慣行の是正に行政としても取り組む姿勢を明示していただきたい。

2. 当所は以下の項目立てに対して記載の内容を要望する

「目的」について

1. 持続的な経済活性化を目指すこと
2. 県民生活の安心・安全・安定・向上に資する条例であること
3. 産学官民 各層の果たすべき役割を明確化すること

「中小業者」の対象について

4. 対象業者は中小企業基本法で定める範囲内に止めず、企業実体で判断し、拡大すること
5. 併せて小規模企業とその従事者に対して必要な配慮を払うこと

「基本理念」について

6. 経済社会環境の変化に対応した中小業者の自主的な経営の基盤整備・改善・革新の努力を促進すること
7. 地域との調和ある発展を促し、もって全体の活性化に資する具体策を發揮しうる施策の計画的 継続的展開が可能なものを目指すこと

「基本方針」について

8. 首長は年度の基本方針や計画を立案すること
9. 基本方針は首長の立案する年度計画に基づき、具体的項目を有すること

「県政の責務」について

10. 県は、方針に基づく具体的項目に関し、その説明と周知、計画立案、実施、公表、評価に関する責務を組織として有すること
11. 県は、中小支援のための各種施策を実効あらしめるために、行政 中小企業 商工会議所などの経済団体などからなる「協議体」を設け、基本方針を具体的に展開すること

「首長の責務」について

12. 首長は年度の基本方針や立案した計画に対して、その施策実施と公表、結果についての評価についての責務を有する旨を記載すること
13. 併せて説明と周知、計画立案、実施、公表、評価、継続 中断の提案、議会、県民、および条例に付帯する一切の事項に関する責務を有する旨を記載すること

「中小業者の責務」について

14. 中小企業は日々の経営においてそれぞれが自主的かつ創造的な経済活動を行わねばならない。その上で本条例から派生する様々な施策を利用することによって個別企業が活性化され、産業活動が望ましい方向へいくことを記載すること

「必要な施策の措置」について

15. 県は、経済社会環境の変化等に対応し、当該条例および同条例に基づく施策を策定し措置を講ずるために、各層からなる「協議体」に対して働きかけをすること

「大企業のあるべき姿」について

16. 大企業としてもてる技術や能力をもって中小企業への支援活動を行うことにより、中小企業群の発展につなげる連携を推進すること

「県民の理解と共生」について

17. 県民が中小企業の特性を理解し、他者へ紹介する機会を多くもてる場を県政として設定し、その参加を促すこと
18. 県民は消費活動その他の活動を通じ中小企業の健全な発展に協力すべく努める。また県はそれを促すこと

「様々な連携のあり方」について

19. 県や県下自治体、経済団体などは、それぞれの責務を果たし、加えて産官学民の有機的な連携活動を推進すること

「市町村の地域内特性を活かした施策展開への支援」について

20. 域内経済の状況や様々な課題対応を踏まえ、県は市町村に対して、県と同様な趣旨の独自の条例を定める支援を展開しなければならない。また、有効かつ必要な措置を実施するため、各市町村は協議体を個別に設置する旨を記載すること

「直接的な産業政策以外の項目」について

21. 女性等の就労に係るその働きやすい環境の整備を促進すること
22. 中高年・外国人の就労に係るその働きやすい環境の整備促進を図ること
23. 具体的な施策の立案にあたり中小企業の現状分析と認識の擦り合わせ、税制・財政措置、教育能力開発、少子高齢、地球温暖化対応などについて十分に協議すること